

足立区都市計画審議会の会議の公開に関する取り扱い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例(平成24年足立区条例第43号。以下「条例」という。)第44条及び足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例施行規則(平成17年足立区規則第66号)第43条に基づき、足立区都市計画審議会(以下「審議会」という。)の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議開催の事前公表)

第2条 会議開催は、原則として会議開催の日の2週間前までに、あだち広報への掲載その他の方法により公表する。

2 前項により公表する内容は、会議の日時、場所、傍聴手続きその他必要な事項とする。

(傍聴)

第3条 会長は、議事の妨げにならない限度で審議会の傍聴を許可するものとし、足立区役所本庁舎中央館8階災害対策本部室が会場の場合の傍聴人の定員は、10名程度とする。

(傍聴の申込方法)

第4条 傍聴を希望する者は、次の各号に掲げる方法により、住所、氏名及び電話番号を記載の上、申し込み期限までに申し込むものとする。

(1) 都市計画課窓口における申込書の提出

(2) 往復はがき

(3) 電子メール

(傍聴者の決定)

第5条 傍聴人は、原則として審議会開催の1週間前までに会長が決定するものとする。

2 傍聴申込者が傍聴人の定員を超えた場合は、抽選により決定し、申込期限の時点で傍聴申込者が定員に満たない場合は、傍聴申込者全員を傍聴者として決定するものとする。

3 会長は、前項による決定の内容を、審議会開催の前日までに傍聴申込者に通知しなければならない。

(傍聴証の交付)

第6条 傍聴人は、傍聴証の交付を受け、これを着用しなければならない。

2 傍聴人は、審議会開始時刻までに会場に入場するものとし、退場しようとするときは傍聴証を返還しなければならない。

(傍聴席)

第7条 傍聴席は、あらかじめ会長が定める。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者

- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) 拡声器、無線機、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者（事前に会長の許可を得たものを除く）
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) その他審議会を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者
（傍聴者の守るべき事項）

第9条 傍聴者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、傍聴席において静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により自己の意思を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。
- (3) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音はしないこと。ただし、事前に会長の許可を受けた場合を除く。
- (5) 会場内での携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (6) その他秩序を乱し、審議の支障となる行為をしないこと。
（傍聴者への指示）

第10条 傍聴者は、会長の指示に従わなければならない。

（傍聴者の退場）

第11条 傍聴者がこの要綱の規定に違反していると認められる場合は、会長は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

2 条例第40条ただし書きの規定に基づき、審議会の審議を非公開としたときは、会長は傍聴者を退場させるものとする。

（傍聴者の資料）

第12条 会議の資料は、傍聴者へ配布する。ただし、条例第40条ただし書きの規定に基づき、一部又は全部が非公開となった会議の資料及び会長が配布することにより特に支障があると認める資料については配布しないものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（23足都都発第1170号 平成23年10月25日 都市建設部長決定）

この要綱は、平成23年10月25日から施行する。

付 則（24足都都発第1942号 平成25年1月17日 都市建設部長決定）

この要綱は、平成25年1月18日から施行する。

付 則（27足都都発第273号 平成27年4月24日 都市建設部長決定）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（27足都都発第835号 平成27年7月31日 都市建設部長決定）

この要綱は、平成27年7月31日から施行する。

付 則（29足都都発第2745号 平成30年3月27日 都市建設部長決定）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。